

～有料老人ホームとサービス付き高齢者向け住宅の手続について～(概要)

高齢者(おおむね60歳以上)を入居させ、食事の提供や介護など、何らかのサービスを行う事業

- 老人福祉施設(特別養護老人ホーム・養護老人ホーム・軽費老人ホーム等)
- 認知症高齢者グループホーム
- 必須サービス(状況把握、生活相談)のみ提供するサービス付き高齢者向け住宅でないものは、**有料老人ホームに該当する。**

※何らかのサービスを行わないものは、マンション等の住宅にあたる。

有料老人ホームの手続(厚生労働省所管)

- 有料老人ホームの要件
- 人数要件:なし(1人以上)
  - サービス要件:下記①～④のいずれかを行っていること
  - ①**食事の提供**
  - ②**介護の提供**
  - ③**洗濯、掃除等の家事**
  - ④**健康管理**
- ※委託や将来提供の約束の場合も含む。

サービス付き高齢者向け住宅の手続(国交省・厚生労働省所管)

- 入居者要件:①単身高齢者世帯  
②高齢者+同居者(配偶者/60歳以上の親族/要介護・要支援認定を受けている親族/特別な理由により同居させる必要があると知事が認める者)  
「高齢者」=60歳以上の者又は要介護認定若しくは要支援認定を受けている者

- サービス付き高齢者向け住宅の要件
- ①原則、住戸面積**25㎡以上**  
※居間、食堂、台所等が共同利用で十分な面積がある場合は、**18㎡以上**でよい。
  - ②原則、各戸に**台所、水洗便所、収納設備、洗面設備**及び浴室を有すること
  - ③高度のバリアフリー化を満たすこと
  - ④前払金を受領する場合は、**保全措置**を講ずること
  - ⑤**状況把握、生活相談(常駐すること)**

県や市町村の「介護保険事業(支援)計画」に**特定施設**として含まれている必要がある。  
※選定作業を伴う。(類型の介護付)

類型	介護付	住宅型	介護付	特定施設でない	特定施設でない (必須サービスのみ)
根拠法令	老人福祉法第29条第1項		高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条		
			老人福祉法第29条第1項の有料老人ホームの定義に該当するもの	左記は該当無し	
基準等	「岡山県有料老人ホーム設置運営手続要綱」		「岡山県サービス付き高齢者向け住宅事業の登録実施要綱」		
	H11.3.31厚生省令第37号の特定施設入居者生活介護に関する基準		H11.3.31厚生省令第37号の特定施設入居者生活介護に関する基準		
	左記は必要無し		左記は必要無し		
設置主体	株式会社・有限会社・社会福祉法人・医療法人・公益法人等(個人不可)		株式会社・有限会社・社会福祉法人・医療法人・公益法人等		
			(個人不可)	(個人可)	
サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の提供 → 必須</li> <li>・食事の提供</li> <li>・洗濯等の家事</li> <li>・健康管理</li> </ul>		状況把握、生活相談(常駐すること) → 必須 <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護の提供 → 必須</li> <li>・食事の提供</li> <li>・洗濯等の家事</li> <li>・健康管理</li> </ul>		
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食事の提供</li> <li>・洗濯等の家事</li> <li>・健康管理</li> </ul>		無し		
居室面積	入居者1人あたりの床面積13㎡以上 ※「既存の建物を転用」及び「9人以下の施設」については、全ての居室が個室で代替措置により同等の効果が得られる場合は、この基準によらない。		原則、25㎡以上 ※居間、食堂、台所等が共同利用で十分な面積がある場合は、18㎡以上		
廊下幅(内法)等	(1)居室が18㎡以上で、居室内に便所及び洗面設備が設置されている場合 →片廊下1.4m以上 中廊下1.8m以上 (2)上記以外の場合 →片廊下1.8m以上 中廊下2.7m以上		(1)原則、台所・水洗便所・洗面設備・浴室・収納設備の設置 (2)高度なバリアフリー化を満たすこと		
関係機関との事前協議	※県又は市町村関係部局との調整が必要(建築基準法・都市計画法・消防法)		※県又は市町村関係部局との調整が必要(建築基準法・都市計画法・消防法)		
	市街化調整区域に設置する場合、許可が必要 「建築関連法令協議記録報告書」の左記は必要無し 提出が必要		市街化調整区域に設置する場合、許可が必要 「建築関連法令協議記録報告書」の左記は必要無し 提出が必要		
届出	(1)有料老人ホーム設置届 (2)指定居宅サービスの申請 左記は必要無し		(1)サービス付き高齢者向け住宅登録申請 (2)指定居宅サービスの申請 左記は必要無し		
	※届出先は、各県民局になるが、有料老人ホーム設置届及び指定居宅サービスの申請に関し、地域密着型サービス(29人以下の介護専用型特定施設)に係るものは、各市町村へ提出となる。				

(注1) サービス付き高齢者向け住宅の登録は岡山市・倉敷市以外に設置する場合の手続を記載。

(岡山市・倉敷市はそれぞれの市に登録が必要。)

(注2) 介護予防サービスに係る記述は省略。